

平成 26 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社青山財産ネットワークス
代表者名 代表取締役社長執行役員 蓮見 正純
(コード番号 8929 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 水島 慶和
(TEL 03-6439-5800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 28 日に開催予定の第 23 回定時株主総会で「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。なお、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）、第 7 条（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 11 月 12 日開催の取締役会において、平成 26 年 1 月 1 日を効力発生日として、発行可能株式総数を 288,000 株から 28,800,000 株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更を決議しております。
- (2) コーポレート・ガバナンス機能および経営体制をさらに強化するため現行定款第 18 条の取締役の員数の上限を 7 名から 10 名に改めるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 17 条（条文省略）	第 9 条～第 18 条（現行どおり）
(員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(員数) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第 20 条～第 42 条（条文省略）	第 21 条～第 43 条（現行どおり）

3. 日程（予定）

- ・第 23 回定時株主総会 平成 26 年 3 月 28 日
- ・定款変更の効力発生日 平成 26 年 3 月 28 日

以 上